

令和7年度第1回 岐阜県森林審議会議事録

開催日 令和7年5月16日（金）
場 所 岐阜県庁19階会議室

岐 阜 県

1 出席者

＜委員＞9名（欠席委員2名）

- ・大塚委員、桂川委員、五味委員、鈴木委員、中原委員、三井委員
美谷添委員、山内委員、山崎委員

＜県（事務局）＞13名

- ・久松林政部長、伊藤林政部次長、長谷川林政部次長、
中谷林政課長、山岸森林活用推進課長、垂見県産材流通課長、石田森林経営課長、
大島森林保全課長、小木曾技術総括監、河本森林吸収源対策室長、
二木木造建築推進室長、中村林業改革室長、中澤山地災害対策監

2 議題

- （1）令和7年度林政部の施策及び予算の概要について
- （2）第5期岐阜県森林づくり基本計画策定について

3 報告事項

- （1）令和5年度第2回及び令和6年度第2回岐阜県森林審議会資料の
訂正について
- （2）Gークレジット制度の状況について
- （3）エネルギーの森づくりの方針について

4 配付資料

- ・資料1 令和7年度当初予算事業概要
- ・資料2 第5期岐阜県森林づくり基本計画について
- ・資料3 令和5年度第2回及び令和6年度第2回岐阜県森林審議会資料の訂正に
ついて
- ・資料4 Gークレジット制度の状況について
- ・資料5 エネルギーの森づくりの方針について

5 議事録

1 5時00分開会

(事務局)

時間が参りましたので、令和7年度第1回岐阜県森林審議会を開催いたします。
はじめに、林政部長の久松よりご挨拶を申し上げます。

～林政部長あいさつ～

(事務局)

この4月から五味委員に本審議会及び林地部会の委員にご就任いただきましたので、その経緯等も含めご紹介させていただきます。

森林審議会林地部会は森林法施行令および岐阜県森林法施行細則に基づき、「林地開発行為の許可」や「保安林の指定の解除」に関することを分掌させるため、知事が部会を置き、会長が指名する委員をもって充てることとされています。また、林地部会が決議したことは、総会の決議、つまり森林審議会の決議とすることができます。こうした中、5年ぶりに林地部会で審議すべき案件があったことから、令和6年12月に会長が委員を指名し、本年3月に保安林の指定の解除を案件として部会を開催した際に、委員から、「林地開発行為及び保安林の解除案件の審議には、「森林生態学、砂防学」の専門的な知見が必要である」とのご意見をいただきました。林地部会における林地開発制度等の案件では、土木的な視点に傾きつつあり、森林開発行為に係る区域から下流域に至る山地保全や流域保全と言った砂防・治山の技術的な知見が必要となります。そこで、より丁寧かつ活発な審議を行うため、その分野の第一人者である国立大学法人 東海国立大学機構 名古屋大学大学院生命農学研究科教授 五味 高志 様に本審議会及び林地部会の委員にご就任いただいたところです。ここで、大変恐縮ではございますが、五味委員に、一言ご挨拶をお願いいたします。

～五味委員あいさつ～

(事務局)

ありがとうございました。続いて、この4月から執行部側のメンバーも大きく変わりましたので、新たに着任した職員を紹介させていただきます。

～着任職員紹介～

(事務局)

本日は委員 11 名中 9 名の方にご出席をいただいております。岐阜県森林法施行細則第 19 条第 2 項に定める会議の定足数に達しておりますので、本審議会は有効に成立していることをご報告いたします。

次に審議会の進め方についてですが、本審議会は審議内容の公平性、透明性確保の観点から公開により行うこととしております。

また審議の内容、出席者名簿等につきましても、情報公開制度又は公文書自由閲覧制度により公開されますので、委員の皆様のご理解をよろしくお願いいたします。

さらに本日は、報道関係の取材がございますので、撮影についてもご了承くださいたいと存じます。

議事に入る前に、本日の会議資料について確認させていただきます。

～資料確認～

(事務局)

岐阜県森林審議会運営内規第 3 条により、会議の議長につきましては、会長が務めることとなっております。

では、会議の進行を中原会長にお願いします。中原会長、よろしくお願いします。

～中原会長あいさつ～

(中原会長)

まず、岐阜県森林審議会運営内規第 9 条の規定により、本日の議事録署名者に美谷添委員をご指名させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。1 つ目の議題である「令和 7 年度林政部の施策及び予算の概要」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) ※中谷林政課長

～資料 1 に基づき「令和 7 年度林政部の施策及び予算の概要」を説明～

(中原会長)

ただいま説明のありました「令和 7 年度林政部の施策及び予算の概要」について、ご意見、ご質問はございませんか。

(鈴木委員)

「移住者等への林業就業支援」に対して、県内の就業者は支援の対象となるのか。

(事務局) ※中村林業改革室長
後ほど調べて回答させていただく。

(鈴木委員)
県内に木質バイオマス発電施設は全部で何箇所あり、木材の取扱量はどのくらいか。

(事務局) ※中村林業改革室長
県内のFIT関係の木質バイオマス発電施設は7事業者が8施設運営している。うち稼働しているのは現在7基。発電の出力は7,000kWクラスが4基稼働しており、約40,000kWとなっている。

燃料材の県内供給量は令和5年次は19万3千 m^3 、県外からの調達量が5万4千 m^3 ほどとなっており、前年と比較して、県内の供給量は前年比105%となっているが、県外は前年比82%となっている。県内の供給量は増えており、県外からの調達量は減少している状況。一方で、県内の燃料材の需要量は19万9千 m^3 で、前年比106%となっている。また、県内の燃料材は県外へ4万8千 m^3 ほど流出しており、前年比76%となっている。

総括すると、県内の燃料材の供給量、需要量共に増えている状況である。また、県外からの調達量、県外への流出量共に減っている状況であり、需要量が供給量を上回り、生産が間に合っていない状況である。

(中原会長)
この状況が従来の製材業に及ぼす影響はどのように予想しているのか。

(事務局) ※中村林業改革室長
製材・合板・チップ用の木材生産量に関しては、前年度39万1千 m^3 に対し、40万6千 m^3 ということで、1万5千 m^3 ほど伸びている。需要量と比較すると、4万4千 m^3 ほど余る計算になる。主要な木材の需要である住宅着工戸数が伸びない中、バイオマス用燃料材は需要が伸びている状況であり、どこまで伸びていくのかつかみきれないところはあるが、FIT制度が続く限り、バイオマス用燃料材の需要は伸びていくと考えられる。

(鈴木委員)
昨年11月から今年の3月にかけて、恵那市管内のどこの製材所の土場も蓄えがなかった状況。過去になかった例であった。

(中原会長)
そのあたりの木材需給の現状についてはどのように捉えているか。

(事務局) ※垂見県産材流通課長

燃料材を除く令和5年次の木材需要量は前年比87%となっており、13%落ち込んでいるのが実情。住宅の着工戸数の減少が影響していると思われる。

A材がB材へ、B材がC・D材へ流れることを防ぐためにも、それぞれの需要拡大のために必要な支援策を行っている。ただし、非住宅になると、無垢材ではなく集成材が多く使われる。集成材やエンジニアリングウッド材などは歩留まりが悪くなるので、材料となるB材が適正な価格で取引されないと、かえって山側が疲弊することになる。

(中原会長)

岐阜県はバイオマス燃料の需要拡大に大きく舵を切って、新たな消費先を作っているが、それに伴い従来型の木材産業は打ち止めというわけではない。事実、住宅着工戸数が減ってきている中、非住宅という新しい木材利用の流れが出てきており、今後はどのようにシフトしていくのかということをやより調査研究していただくとともに、民間業者が経営を判断できるだけの必要な情報を提供していただくようによろしく願いたい。

(五味委員)

面的防災力の強化というのが非常に印象的であった。他の県や国の事業を見てもその観点が抜け落ちていると感じていたところである。一方で、具体的にどのような事業を実施するのかということが大切で、従来型の堰堤対策や、面的に森林管理を行っていくだけでなく、場所によっては筋工を行う、シカ対策を行うというように、どういったところを重点的にやっていくのかということが大切である。この内容は、後述されているオープンデータをどう活用していくのかということにも繋がってくると思われる。

面的防災力を強化していくということと、事業間連携をどのように発展させていくのかということが重要と考えるが、そのあたりに関して意見をお聞きしたい。

(会長)

面的防災力に対して、県はどのような手立てを行っていくのか、技術開発、予算要求を行っていくのかという質問であるが、そのあたりはどのように考えているか。

(事務局) ※中澤山地災害対策監

面的防災力の定義は広範囲で難しい。現在治山としては、予防的治山の観点から事前防災という言葉を使っている。治山ダムは保安林機能の維持・増強を目的として設置しており、上流域の保安林の手入れが不足していると100%の防災力を発揮することが出来ない。近年、上流域の森林から生じる流木の被害が大きい。ダムを設置するだけでなく、上流域の保安林の整備もあわせて実施しないと保安林の機能が発揮されない現状

がある。

県では10地区ある農林事務所ごとに住民協働で連絡協議会を設けて、堰堤を入れる場所や保安林として一体整備を行う場所を決めている。この取り組みは令和4年からスタートして、令和6年度末では34地区で実施している。令和7年度も新規で10地区を目指している。

(五味委員)

面的防災力については、色々な自治体において、概念的には理解しているものの、具体的な取り組みは手探りでやっている状態であるが、岐阜県は具体的な取り組みが進んでいると感じる。上手くいくところとそうでないところをまとめてもらえると、岐阜モデルというか、面的防災力の森林管理の在り方というのが色々な所に波及するのではないかな。

(中原会長)

下流部だけでなく上流部でも取り組みを行うことが面的防災力であるという非常に分かりやすい説明であった。普及活動にあたり「岐阜県が考える面的防災力の森林とは」をキーワードとして入れてもらえると、誰からも分かってもらえる。専門家だけが分かるのではなく、誰もが分かるようにすることが大切である。

事前防災地区を増やすのはよいが、実効性があるのかどうかについてはどう考えているか。

(事務局) ※中澤山地災害対策監

基本計画において、毎年10地区ずつ新規で取り組むことを目標として定めていることもあり、今年度の10地区の箇所はすでに決めてある。農林事務所ごとのやり方があるが、住民協働で森林整備を行うエリアを特定して取り組んでいただくことを想定している。森林整備の手法は、保安林整備事業、造林事業、集約化計画など様々ではあるが、10地区については取り組む方向で動いている。

(中原会長)

この事業はある意味、国土強靱化計画の上流部を担っている事業と言える。取り組みにあたり、県土整備部と連携はしているか。

(事務局) ※中澤山地災害対策監

県土整備部は砂防事業に取り組んでいるが、林政部と県土整備部で連絡調整会議を毎年行っており、一体的な整備を進めている。国の施策でも、上流部では治山ダム工、下流部では砂防ダム工を連携して行うものがある。

(山内委員)

令和2年に小坂地域で飛騨川護岸が崩落した際、対岸の山がかなり崩れたことがあった。その際、砂防・治山で連携がしっかりと取れていた印象がある。

下呂市において、災害が発生した山を見ると、谷沿いで生じた倒木がダム化したことにより、一気に土砂が流出した事例が多い。そこで、下呂市は谷沿いの倒木処理に取り組んでいく方針であるが、谷沿いの倒木の危険個所がどの程度あるかと尋ねられても、把握できていないのが実情。そのような調査を進めることが面的な防災力の強化になってくるのではないかな。要望箇所に優先的に取り組むのではなく、面的な調査をして、行政が対策箇所の優先順位をつけていくことが大切であると考えている。

一方で、山林火災も近年多く発生している。山林火災に対する考えはいかがか。

(中原会長)

山林火災が頻繁に発生する昨今において、森林資源を管理するという観点からどのようなお考えをもっているか。

(事務局) ※石田森林経営課長

近年、山林火災が多く発生しており、県内では今年3～4月にかけて、7件発生している。最近では、1～2km離れた個所への飛び火により火災が拡大する事例もあり、そのような飛び火には打つ手がないのが現状。山林火災を防ぐには、火入れや野焼きを行わないように広報活動をするしか手立てがないため、県では春先に消防と連携して火災予防の広報活動を行っている。

(山内委員)

行政が山林火災を防ぐ手立てがない実情はよく分かる。現在も、家の裏に山がある民家が多くあることから、コンパクトシティの考え方からも、将来的には民家と山際を離すことを推奨しないといけないと思う。海外では、山林火事により甚大な被害が生じているため、何らかの検討を進めていただけたらありがたい。

(中原会長)

出火原因が明確に報道されていないと感じる。海外で生じる自然発火は、島国である日本では起こりづらいのではないかな。

(事務局) ※石田森林経営課長

山林火災の発生原因の8割が人為的なもので、特に野焼きが多い。山地火災を防止するためにも、乾燥時期である春先に引き続き呼びかけを行っていく。

(山内委員)

「ぎふ木遊館サテライト施設」について、下呂市も手を挙げようと思っていたところ。今後も新たなサテライト施設の設置を考えているか。

(事務局) ※林政部長

新たな施設の設置は考えていない。

(山内委員)

今後も、下呂市において、小規模ではあるが、木育に取り組んでいきたいと考えている。サテライト施設の設置について、何かあれば情報をいただきたい。

(中原会長)

42市町村の中に、サテライト施設の更なる設置を要望する声があることは事実。そのような声を受けて、林政部としては来年度の予算確保だけでなく、来年度以降もサテライト施設の設置を続けられるように地均しをすべきではないかと考える。

(美谷添委員)

住宅の着工戸数が年々減少しているのを実感している。人口減少や物価高騰により、家を建てることに躊躇する人も多い中、県や市で助成をさせていただいているところであるが、県産材を使った場合、更なる助成を検討してほしいと考えている。非住宅分野では、A材をあまり使えてもらえないと感じている。A材の使い道を広げるためにも、県産材で家を建てたいと考えている人に、補助率を上げて支援してほしい。A材をいかに使うかということが山の手入れにもつながる。

(中原会長)

住宅着工戸数の減少は、山元にも大きく影響する。県の予算が限られている中、より手厚く補助を行っていくには、林政部だけでなく、他部局との水平連携も考えていくと良いのでは。

(事務局) ※垂見県産材流通課長

先ほど、質の高い材料になるほど歩留まりが悪くなるので、B材が適正な価格で取引されないと山が疲弊することになると申し上げた。

A材対策では住宅支援などをしっかりやっていく。家づくり支援事業は、これまで国の交付金を充てているため、国交省の住宅補助と併用することが出来なかったが、今年度から県単でも支援できる制度に拡充した。早速、問い合わせも多くあり、国の交付金と併用型の活用も増えてきているところであるが、県産材の需要量の増加につながって

いるかどうか今後要検証である。

また、地域の製材工場が連携し製品が売れるよう、一般流通材での新製品開発の検討を今年度から着手した。森林研究所や県木連、地域の製材事業者と検討会を開いて2年間ぐらいかけて製品開発を行っていききたい。今考えているのは、ヒノキ材の重ね梁を考えている。

(山崎委員)

岐阜県の木材は県内だけで消費することを考えているのか。

(事務局) ※垂見県産材流通課長

そうではない。

(山崎委員)

法令改正により、構造設計が住宅建築でも必要になったことから、ビルダーやゼネコンでは構造設計をソフトウェアで行っている。材が使われない原因としては、そのソフトの中に、材料として岐阜県産材の選択肢が入っていないことが原因ではないか。商品の売り先であるビルダーに使ってもらえるように抜本的な対策を行っていく必要があるのではないか。

また、重ね梁はすでに開発されているのではないか。

(事務局) ※垂見県産材流通課長

B P材など多くの商品が普及されているところではあるが、ヒノキ重ね梁については、地域の方が既存の機械を使って製造できるように、参加しやすく、コストを抑える形になるように考えていきたい。

(山崎委員)

新たな製品を開発して良いものが出来ても、出口である構造ソフトウェアを意識しないといけない。そこに仕様として盛り込まれない限り、使ってもらえない。

(事務局) ※垂見県産材流通課長

仕様に盛り込んでいただけるよう関係者と検討していきたい。

(山崎委員)

ソフトウェアが浸透し始めている段階であるため、浸透しきる前に対策を取らないといけない。今の段階で取り組んでいただければ。

(中原会長)

製品の出口を考えていくのは重要。出口を決めずに製品を作るべきではない。やるべきことは足元から固めていくこと。

(事務局) ※垂見県産材流通課長

サプライチェーンも重要で、県は活動に対して支援しているところ。川上と川下が本音で話し合うことが重要である。これまで住宅のサプライチェーンに支援してきたが、今年度からは広葉樹にも支援していく。

(鈴木委員)

製材所はB材を積極的に扱っているわけではない。非住宅物件に向けた材料もA材で出荷している。値段でB材製品を作っているわけではないことをご理解いただきたい。

(中原会長)

それでは、2つ目の議題に入ります。2つ目の議題である「第5期岐阜県森林づくり基本計画策定」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) ※長谷川林政部次長

～資料2に基づき「第5期岐阜県森林づくり基本計画策定」を説明～

(中原会長)

ただいま説明のありました「第5期岐阜県森林づくり基本計画策定」について、ご意見、ご質問はございませんか。

(中原会長)

第5期基本計画の策定に向けた意見聴取のスケジュールはどのように考えているのか。森林審議会委員にどのような観点での意見を期待しているのか。

(事務局) ※小木曾技術総括監

資料2-5でお示しした「岐阜県の森林・林業・木材産業において重点的に検討する課題」に関して、次回の審議会ではより現状を深掘したものに関してご意見を伺いたいと考えている。ただし、項目が多いため、全項目をお見せした後、優先順位を絞ってみていくという形で進めていきたい。本日の審議会において、委員の皆さまには、資料2-5に関して、項目の見方や重要性についてご意見を伺いたいと考えている。

(中原会長)

資料2-5の内容について、本日の審議会で意見を伺いたいという認識で良いか。

(事務局) ※小木曽技術総括監

おっしゃるとおり

(山内委員)

「主伐・再造林」というのは人工林における支援のことを示しているのか。森林が過密化している現状を踏まえると、また植えるのかとってしまう。「針葉樹人工林の針広混交林化・広葉樹林化」とは矛盾しないのか。

(事務局) ※石田森林経営課長

「主伐・再造林」は林業適地での木材生産を主体としている。「針葉樹人工林の針広混交林化・広葉樹林化」は林業不適地の奥山を想定しており、コストをかけずに自然の山に戻していくという目的。

(山内委員)

材の搬出が可能などでは針葉樹林を整備して、搬出できないところは広葉樹に戻そうという考えで良いか。

(事務局) ※石田森林経営課長

おっしゃるとおり。

(中原会長)

「針葉樹人工林の針広混交林化・広葉樹林化」に関して、昔から補助金制度はあるが、成功事例はない。針広混交林化に適した品種、技術開発が進んでいるとは思えない。林野庁は「針広混交林」「複層林」を示しているが、実際にそのような林になっているところを見たことがない。

(事務局) ※石田森林経営課長

今までの間伐よりも強度の更新伐を実施し、広葉樹の導入を促進していく、モデル的な取組みを来年度から進めたいと考えており、知見を高めていきたい。

(中原会長)

スギ林の複層林が成功していないのに、広葉樹で成功するとは思えない。

(事務局) ※林政部長

取組みに関して補足させていただく。

再造林面積の1割は広葉樹が植えられているのが現状である。それは、木材生産林で針葉樹を伐採して、広葉樹を植えたいと考えている森林所有者が一定数おり、自分の子どもたちに間伐による負担をかけたくない、広葉樹であれば、手間が少なく、将来的にチップやバイオマス材として出荷できる可能性があると考えているからである。成林している事例もあるため、木材生産林の中で広葉樹を再造林するというのはいつの選択肢だと思っている。

一方、奥山の方では木を切って出すことが出来ないため、昔から強度の間伐をして広葉樹の導入を検討してきたがうまくいっていない。伐採率が3割程度ではだめだということと、シカの食害により広葉樹の苗木が育たないという現状である。現在、森林経営課と森林研究所でモデル林を設定し、針広混交林化を目指しているところであり、獣害防止ネットを張れば針広混交林化が進むという結果が出ている。知事が奥山の針広混交林化に前向きであるため、次の取組みとして、強度の間伐を定性、群状、列状のいずれかで行った後、ネットを張るというモデル林整備を行っていきたいと考えている。

この取り組みが成功すれば、他地域に広げていきたいと考えている。

(中原会長)

広葉樹林を植えて成功した林を私は所有しているが、樹種選定、地形・日射すべてを考慮したことでようやく形になった20年生の林である。過剰に手入れをしたから、ここまで成功したのであって、広葉樹を植えるだけでは成立しない。枯れてしまう。日本の林業では、広葉樹林を人工的に養成する技術が確立されていない。県の取組みは、新たな挑戦を地道に続けるものであると解釈している。

(事務局) ※林政部長

目的樹種で成立する広葉樹林に持って行くのは難しいと考えている。ある程度、天然木を活用しながら、コストが出来るだけかからないようにしていきたい。

(中原会長)

針広混交林化による新たな国土強靱化を担う森林づくりという切り口で解釈すればこの手法もありではないかと思う。従来の皆伐・主伐・再造林に加えて、新しい山の作り方を目指していくという考え方。

(五味委員)

県全体を見た時では、県下の地域ごとの特徴を盛り込まなくても良いのかということが気になる。人口減少傾向や雨の降り方というのは地域差がある。次期基本計画には、地域ごとの違いを視野に入れた形で考えていくのが重要ではないか。

(中原会長)

地域ごとの差はある。またご精査いただければ。

(山崎委員)

「森林技術者対策」という日本語はよいのか。また、森林技術者とは林業の技術者と捉えるのが一般的だと思うが、森林の技術者だけでなく、木材産業や利用するための技術者、違う分野の技術者を知恵として入れていく必要がある。「技術者育成」として広い視野で検討していく必要があるのでは。

(中原会長)

具体的な施策を打つ以上、対象を明確にして取り組む必要はある。「森林技術者対策」は従来から使用されている表現ではあるが、具体的な取組みにつなげていくためにも、従来の表現をより具現性を持たせていく必要がある。「森林技術者」が何を指しているのか、どのような具体的な対策をするのかについては一度ご検討いただきたい。

(中原会長)

次に、「報告事項」に入ります。1つ目の報告事項である「令和5年度第2回及び令和6年度第2回岐阜県森林審議会資料の訂正」について、報告をお願いします。

(事務局) ※中谷林政課長

～資料3に基づき「令和5年度第2回及び令和6年度第2回岐阜県森林審議会資料の訂正」を説明～

(中原会長)

ただいま報告のありました「令和5年度第2回及び令和6年度第2回岐阜県森林審議会資料の訂正」について、ご質疑、ご意見はございませんか。

(中原会長)

関係書類を修正して、林野庁への報告も済んでいるとのことによいか。

(事務局) ※中谷林政課長
済んでいる。

(中原会長)

つづきまして、2つ目の報告事項である「Gークレジット制度の状況」について、報告をお願いします。

(事務局) ※河本森林吸収源対策室長
～資料4に基づき「Gークレジット制度の状況」を説明～

(中原会長)

ただいま報告のありました「Gークレジット制度の状況」について、ご質疑、ご意見はございませんか。

(中原会長)

全国初の都道府県が認定するクレジットということで大変な道のりだったと思う。林政部はGークレジットについては、何をもって成功と考えているのか。

(事務局) ※河本森林吸収源対策室長

クレジットの取引により得られた収益が山元に還元されることで、森林所有者が森林の存在価値を再認識すること、また森林所有者としての誇りを持っていただくことが重要であると考えている。その結果として、経営意欲を刺激して実際の森林整備に繋がっていくことが成功と考えている。

(中原会長)

林政部長の考えをお聞きしたい。

(事務局) ※林政部長

森林から得られる収入は木材に限られており、間伐や主伐等により材を出すまで利益を得られることが無かったことから、森林所有者の経営意欲が薄れていくという現状がある。そのような中、森林が持つ公益的機能を少しでも経済価値化する必要があるとしてこの事業を始めた。

二酸化炭素の吸収源対策については世界的な課題であり、社会全体で森林整備に取り組む必要がある。また、林政部では森林サービス産業ということで森林空間の利用にも着目しているところである。そうしたことが、県民全体で森林の重要性を再認識してもらう機運の高まりや、森林所有者自身の関心の高まりに繋がれば成功と考えている。

(中原会長)

「森林を持っている」という所有者意識を根本的に見直して、森林を持ってもらうことが森林の再生の第一歩となると考えてよいか。

(事務局) ※林政部長

森林所有者に森林を持っていてよかったと感じてもらふことと、社会全体で森づくりを支えていただく機運が醸成されることがG-クレジット制度において大切と考えている。

(中原会長)

ここからどうするのかということを考えていくことが大切。時間をかけて醸成していくという考えもぜひやっていただきたい。

(中原会長)

つづきまして、3つ目の報告事項である「エネルギーの森づくりの方針」について、報告をお願いします。

(事務局) ※中村林業改革室長

まず、先ほどの鈴木委員からの質問に対して回答させていただきたい。

本事業においては、東京圏以外からの移住者で林業に従事した方が対象となる。他部局で東京圏の方を対象としたものがあり、我々は林業に就業することを前提として東京圏以外で設定しているもの。東京圏は既に補助事業があるため、対象としていない。

(中原会長)

例えば、山県市から本巣市へ移動するなど、県内の移住は対象外ということか。

(事務局) ※中村林業改革室長

この事業に関しては、県内の方は対象外である。

(事務局) ※中村林業改革室長

～資料5に基づき「エネルギーの森づくりの方針」を説明～

(中原会長)

ただいま報告のありました「エネルギーの森づくりの方針」について、ご質疑、ご意見はございませんか。

(中原会長)

ご意見も無いようですので、本日の議事を閉じさせていただきます。委員の皆様には、長時間にわたり、誠にありがとうございました。それでは、会議の進行を事務局へお返しします。

(事務局)

中原会長におかれましては、議事進行をお務めいただき、誠にありがとうございました。委員の皆様には、長時間にわたり、また、貴重なご意見、ご提言を賜り、誠にありがとうございました。本日の議事録は事務局にて作成後、皆様にご確認いただいたうえ、本日指名いただいた議事録署名者の委員の方に署名をいただきます。その後改めて議事録の確定版を皆様に送付させていただき、県のホームページで公表いたします。これをもちまして、本日の審議会を終わります。

17時10分閉会